

八街市地域公共交通協議会傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、八街市地域公共交通協議会規約（以下「規約」という。）第9条第5項の規定に基づき、八街市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の範囲)

第2条 何人も会議を傍聴することができる。

(傍聴人の定員)

第3条 協議会は、会場の都合により、傍聴人の定員を定めることができる。

(先着手順等による傍聴人の決定)

第4条 傍聴しようとする者の数が傍聴定員を超えた場合は、先着手順により傍聴人を決定する。ただし、先着手順によりがたい場合は、抽選により決定することができる。

(傍聴の手続)

第5条 会議を傍聴しようとする者は、会議の開催場所において住所及び氏名を傍聴人受付簿（別記様式）に自署しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器や棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、たれ幕、かさの類を携帯している者
- (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
- (5) 酒気を帯びていると認められる者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 協議会における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表現しないこと。
- (2) 談論、放歌、高笑その他会議の妨害となる行為をしないこと。
- (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、たれ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影及び録音等)

第8条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(職員の指示)

第9条 傍聴人は、すべて事務局の職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 会長は、傍聴人がこの規程に違反するときは、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年9月19日から施行する。

別記様式（第5条関係）

年 月 日

第 回 八街市地域公共交通協議会傍聴人受付簿

番号	住 所	氏 名	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			